

指定放課後等デイサービス事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、
指定児童発達支援事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業）、
及び指定保育所等訪問支援事業運営規程

【きりしま総合発達支援センター】

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人 Ryouiku Circle はなはなの設置経営する、きりしま総合発達支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業）、及び指定保育所等訪問支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指導員及び保育士等（以下「従業者」という。）が、障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、及び指定保育所等訪問支援、を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 きりしま総合発達支援センター
- 二 所在地 霧島市国分姫城3 1 4 7番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者1名以上（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 二 児童発達支援管理責任者

（常勤・専従職員1名以上、常勤・兼務職員1名以上、常勤もしくは非常勤・専従もしくは兼務職員1名以上）

指定放課後等デイサービスで常勤・専従職員1名以上、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業及び指定児童発達支援事業で常勤・兼務職員1名以上、指定保育所等訪問支援で常勤もしくは非常勤・専従もしくは兼務1名以上を配置する。

児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、及び指定保育所等訪問支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、及び指定保育所等訪問支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士を3名以上（常勤・専従職員3名以上、非常勤・専従職員2名以上）

指定放課後等デイサービスで常勤職員2名以上、非常勤・専従職員1名以上、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業及び指定児童発達支援事業で常勤職員1名以上、非常勤・専従職員1名以上配置する。

放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

五 医師1名以上（非常勤嘱託医1名以上）

主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業及び指定児童発達支援事業で非常勤嘱託医1名以上配置する。

医師は、障害児及び障害児の保護者に対して日常生活上の健康管理及び発達支援に必要な指導を行う。

六 看護職員1名以上（常勤もしくは非常勤看護師1名以上）

看護職員は、医師の指導のもと、障害児及び障害児の保護者に対して日常生活上の健康管理及び発達支援に必要な指導を行う。

七 機能訓練担当職員1名以上（常勤・専従もしくは非常勤・専従職員1名以上）

指定放課後等デイサービスで常勤・専従もしくは非常勤・専従職員1名以上、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業及び指定児童発達支援事業で常勤・専従もしくは非常勤・専従職員1名以上配置する。

放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に機能訓練を行う。

七 訪問支援員1名以上（常勤もしくは非常勤・専従職員1名以上）

指定保育所等訪問支援で常勤もしくは非常勤・専従職員1名以上を配置する
保育所等訪問支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

四

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：指定放課後等デイサービスは月曜日から土曜日とする。祝日、国民の休日、8月1

3日から15日、及び12月29日から1月3日までは原則として営業しない。ただし、日曜日、祝日、国民の休日も原則としていずれか月一回程度営業する。

主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス及び指定児童発達支援は火曜日から金曜日とする。祝日、国民の休日、8月13日から15日、及び12月29日から1月3日までは原則として営業しない。ただし、日曜日、月曜日、土曜日、祝日、国民の休日も原則としていずれか月一回程度営業する。

指定保育所等訪問支援は火曜日、水曜日、木曜日、金曜日とする。ただし、利用者の状態や天候等により、保護者と協議のもと、他の曜日に変更する場合もある。祝日、国民の休日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までは原則として営業しない。

二 営業時間：指定放課後等デイサービスは月曜日から金曜日を午前9時30分から午後6時30分まで、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日を午前8時30分から午後5時30分までとする。主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス及び指定児童発達支援は火曜日から木曜日を午前9時30分から午後6時30分まで、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日を午前8時30分から午後5時30分までとする。

指定保育所等訪問支援は火曜日、金曜日は午前9時30分から午後4時30分まで、水曜日、木曜日は午前9時30分から午後6時30分までとする。ただし、利用者の状態や天候等により、保護者と協議のもと、他の時間に変更する場合もある。

三 サービス提供時間：放課後等デイサービスは月曜日から金曜日を午前11時から午後6時30分まで、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日を午前9時から午後5時30分までとする。

主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス及び指定児童発達支援は火曜日から木曜日を午前10時30分から午後6時まで、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝日、国民の休日を午前9時から午後5時30分までとする。

指定保育所等訪問支援は火曜日、金曜日は午前9時30分から午前11時00分まで、水曜日、木曜日は午前9時30分から午後6時30分までとする。ただし、利用者の状態や天候等により、保護者と協議のもと、他の時間に変更する場合もある。

(指定放課後等デイサービス事業の利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は、次のとおりとする。

指定放課後等デイサービス：10名

主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス及び指定児童発達支援：合わせて5名

(指定放課後等デイサービス事業、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業及び指定児童発達支援事業の内容)

第7条 指定放課後等デイサービス事業、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業及び指定児童発達支援事業の内容は、次のとおりとする。

一 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を、1日40分以上行う。

二 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

三 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

四 健康状態の確認

五 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

六 主たる対象者を、指定放課後等デイサービス事業では身体障害児、知的障害児、発達障害児、精神障害児とし、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業及び指定児童発達支援事業では重症心身障がい児とする。

(指定保育所等訪問支援事業の内容)

第8条9 指定保育所等訪問支援事業の内容は、次のとおりとする。

一 利用者の保育所等施設への訪問による支援

二 保育所等施設職員への指導

三 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

四 健康状態の確認

五 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

六 主たる対象者を身体障害児、知的障害児、発達障害児、精神障害児とする。

(障害児の保護者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第9条 指定放課後等デイサービス事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業）、及び指定保育所等訪問支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定放課後等デイサービス事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業）、及び保育所等訪問支援が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

一 前号に掲げるもののほか、指定放課後等デイサービス事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業）、及び指定保育所等訪問支援において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用

3 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、障害児の保護者に対して事前にサービスの

内容及び費用について文書で説明を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、原則として霧島市、始良市の区域とする。ただし保育所等訪問支援は、原則として霧島市と始良市の一部の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 障害児が指定放課後等デイサービス事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業）、及び指定保育所等訪問支援の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- 一 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- 二 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼすことを行ってはならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、及び指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 指定放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、及び指定保育所等訪問支援の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

- 2 第1項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他の事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものとする。
- 3 第1項の具体的計画の概要を当該事業所において利用者及び従業者に見やすいように掲示する。
- 4 非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の自主防災組織をいう。)及び近隣住民との連携協力体制の整備に努める。

(契約時の文書の交付)

第14条 障害児及び障害児の保護者に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定放課後等デイサービス、及び指定保育所等訪問支援の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 指定放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、及び指定保育所等訪問支援を提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第16条 管理者は、従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回以上

(衛生管理)

第17条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第19条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第20条 指定放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、及び指定保育所等訪問支援の提供に対する障害児及び障害児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設

置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第21条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 指定放課後等デイサービス事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業を含む）、指定児童発達支援事業（主として重症心身障がい児を通わせる事業）、及び指定保育所等訪問支援事業の提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

令和元年10月 1日 変更、施行。